≪地盤品質判定士通信No.58≫

地盤品質判定士、地盤品質判定士補、ならびに地盤品質判定士協議会関係者の皆様へ

日弁連シンポジウムのご紹介

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会土地・住宅部会は、4月8日(土)14:00~17:30 に弁護士会館(東京都/霞ヶ関)2階において、シンポジウム『木造戸建住宅の耐震性は十分か?ー熊本地震を契機として4号建築物の耐震基準を考えるー』を開催致します。参加無料、事前申込不要、先着200名です。ご興味のある方は是非ご参加下さい。

シンポジウムの開催案内は、次頁をご確認下さい。

日弁連シンポ.pdf

≪追伸≫

地盤品質判定士通信は、関係者の情報交換の場です。地盤品質判定士の方々からの寄稿を歓迎致します。

今後も適宜関連情報を配信していきますので、宜しくお願いします。

なお、地盤品質判定士協議会では、地盤品質判定士、地盤品質判定士補の皆様に役立つ情報を提供し、また、地盤品質判定士、地盤品質判定士補の方々が活躍しやすい施策を展開していくためにも、地盤品質判定士補の皆様に登録情報の確認と更新をお願いしています。まだご自身の登録情報の確認が終わっていない方、登録後に登録情報に変更があった方は、下記URLにアクセスして個人ページで登録情報の確認と更新を行ってください。

URL: http://dp57285842.lolipop.jp/jage/jagemember/jage-login.php

2017年3月14日(火) 地盤品質判定士協議会事務局

JFBA-日本弁護士連合会

シンポジウム 木造戸建住宅の耐震性は十分か? 一能本地震を契機として4号建築物の耐震基準を考える一

【参加無料・事前申込不要(先着200名)】

昨年4月の熊本地震では、現行のいわゆる新耐震基準の下で建築されたにもかかわらず倒壊した住宅も少なくありません。そこで、今後の大規模地震に備えて、①現行の耐震基準の要求水準は十分なのか、②建築基準法令の構造規定は守られているのか、③そもそも建築基準法令の構造規定は、耐震性確保のための技術基準として有効適切なのか、改めて検討する必要があります。

とりわけ、住宅の中でも多数を占める2階建や平屋建の木造戸建住宅について、建築確認手続で構造審査の省略という特例的 取扱いや構造計算が免除されるルートが用意されていること等が、耐震性不足の建物を生み出す原因とも考えられます。 本シンポジウムでは、このような小規模な木造住宅(建築基準法6条1項4号規定の「4号建築物」)に関する建築基準法令の構造安全性に関する技術基準の在り方を検討し、住宅の安全性を確保するためのあるべき法制度を考えます。

内容 (予定)

- (1) 「熊本地震における建物被害状況とその原因分析の結果報告(仮称)」 石崎和志氏(国土交通省住宅局建築指導課長)
- (2)「熊本地震の建物被災状況の調査報告」

安田周平弁護士 (日弁連消費者問題対策委員会土地・住宅部会委員)

- (3) 基調報告「4号建築物の耐震規定の問題~欠陥住宅訴訟の現場から~」 神崎 哲弁護士 (日弁連消費者問題対策委員会土地・住宅部会幹事) (4) パネルディスカッション
 - 「『4号建築物』に関する建築基準法令の構造規定の在り方について」

石崎和志氏 (国土交通省住宅局建築指導課長)

金箱温春氏(日本建築構造技術者協会[JSCA]前会長・工学院大学特別専任教授)

大橋好光氏(東京都市大学工学部建築学科/専攻:木質構造)

石黒一郎氏 (大阪府堺市職員)

神崎 哲弁護士 (日弁連消費者問題対策委員会土地・住宅部会幹事)

◆コーディネータ

◆パネリスト

吉岡和弘弁護士(日弁連消費者問題対策委員会土地・住宅部会幹事)



- ◆地下鉄丸の内線・日比谷線・千代田線 「霞ヶ関」駅 B1-b 出口
- (<u>弁護士会館地下 1 階に直結</u>) ◆地下鉄有楽町線「桜田門」駅
- 5番出口から徒歩8分
- ◆JR山手線「有楽町」駅から徒歩 15 分

日時:2017年4月8日(土)

午後2時~午後5時30分 易所: 弁護士会館2階講堂「クレオ」

※当連合会では、本シンポジウムの内容を記録し、また、成果普及に利用するため、会場での写真・映像撮影及び録音を行っております。撮影した写真・映像及び録音した内容は、当連合会の会員向けの書籍のほか、当連合会のホームページ、パンフレット、一般向けの書籍等にも使用させていただくことがあります。また、報道機関による取材が行われる場合、撮影された映像・画像はテレビ、新聞等の各種媒体において利用されることがあります。撮影をされたくない方は、当日、担当者にお申し出ください。

主催:日本弁護士連合会 http://www.nichibenren.or.jp/

お問い合わせ:日弁連人権部人権第二課 TEL:03-3580-9932/FAX:03-3580-2896